

お客様 各位

令和 8年 7月 1日

SAD26001 Rev0

桑原電工株式会社

営業部部長 森 直崇

(公印省略)

石綿(アスベスト)含有有無調査へのご協力をお願い

拝啓

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大気汚染防止法および労働安全衛生法(石綿障害予防規則)に基づき、製品の製造時期や仕様に応じた石綿(アスベスト)の有無を確認することが義務付けられております。電動機(モーター)をはじめ当社が受け入れ対象とさせていただく製品におきましても、石綿が使用されている可能性がございます。

つきましては、修理受付にあたり「石綿含有の有無調査」へのご協力と、受け入れに関する基準を以下の通り設けさせていただきます。お客様にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる修理品

弊社にお持ち込み、または送付いただく電動機(モーター)を含むすべての製品

2. お客様へのお願い(事前調査へのご協力)

修理をご依頼の際は、事前に以下の方法にて石綿含有の有無(または製造年)のご確認をお願いいたします。

- ・メーカーの仕様書、取扱説明書、またはメーカーへの問い合わせによる「石綿非含有」の確認
- ・銘板等による製造年の確認(2006年9月以降に製造された製品は原則非含有とみなせます)
- ・その他、石綿が含まれていないことを証明できる書類の提示

3. 修理品の受け入れ基準について

【石綿「非含有」が確認できたもの】

通常通りお受け入れし、修理作業を実施いたします。

【石綿「含有」の可能性ある、または確認されたもの】

通常の修理費用とは別に石綿対応手数料(別途お見積もり)を申し受けるか、あるいは製品の状態によってはお受け入れをお断りさせていただく場合がございます。事前にお打ち合わせの上、対応を決定させていただきます。

また、急遽お預かりとなった製品につきましては、「非含有」確認後に作業の着手といたします。

4. 運用開始日

令和 8年 7月 1日 受付分より

以上